重要事項説明書

地域密着型　介護老人福祉施設

1　事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人　三慶会
代表者名	理事長　　岸本　三七吉
所 在 地 ・ 連 絡 先	（住所）〒701－0145 岡山県岡山市北区今保 862 番地 3 （電話）086－245－8690 （FAX）086－245－8692

2　事業所（ご利用施設）

施 設 の 名 称	特別養護老人ホーム　喜福の里
所在地・連絡先	（住所）〒701－0145 岡山県岡山市北区今保 18-1 （電話）086－245－8690 （FAX）086－245－8692
事 業 所 番 号	３３９０１０１６０２
施設長の氏名	真鍋　正昭

3　施設の目的及び運営方針

（1）施設の目的

社会福祉法人三慶会が開設する特別養護老人ホーム喜福の里（以下「施設」という）は、ユニット型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）として、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

（2）運営方針

1　施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

2　施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4　施設の概要

（1）構造等

敷　　地		2,165.00 ㎡
建　物	構　　造	鉄骨造陸屋根 3 階建
	述 べ 床 面 積	2,171.56 ㎡
	利　用　定　員	39（内ショート 10 人）名

（2）居室

居室の種類	室　数	面　積	備　考
一　人　部　屋	２人	11.15 ㎡	ブザーを設置
一　人　部　屋	４人	11.64 ㎡	ブザーを設置
一　人　部　屋	１２人	11.70 ㎡	ブザーを設置
一　人　部　屋	１人	11.72 ㎡	ブザーを設置
一　人　部　屋	４人	11.74 ㎡	ブザーを設置
一　人　部　屋	１６人	11.86 ㎡	ブザーを設置

（3）主な設備

設　備	室　数	面　積	備　考
ＬＤＫ	4	58.69 ㎡	
理美容室	1	5.78 ㎡	
浴　室	1	33.73 ㎡	特別浴槽 1 台設置
医　務　室	1	14.38 ㎡	
相　談　室	1	14.95 ㎡	
厨　房	1	32.85 ㎡	

5　施設の職員体制

従業者の職種	人数（人）	職務の内容
施　設　長	1 名	施設の経営

園　長	1名	施設の運営
生活相談員	1名	相談援助
介護職員	18名	介護・援助
看護職員	1名	看護・健康管理
医　　師	1名（嘱託）	診療・健康管理
管理栄養士	1名	食事管理
介護支援専門員	1名	サービス計画作成
機能訓練士	1名	機能訓練
事務員	1名	事務全般

6　職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長・園長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務
介護職員	早番（７：００～１６：００）日勤（９：３０～１８：３０） 遅勤（１１：００～２０：００）夜勤（１７：００～９：３０）
看護職員	早番（７：３０～１６：３０）　遅勤(１０：００～１９：００） 日勤（９：００～１８：００）
医　　師	毎週水曜日　１５：００～回診
管理栄養士	日勤（９：００～１８：００）
介護支援専門員	日勤（８：３０～１７：３０）
機能訓練士	日勤（８：３０～１７：３０）

7　施設サービスの内容と費用

（※費用については、別紙・料金表を参照）

（1）介護保険給付対象サービス

（利用料金の9割又は8割又は7割が介護保険から給付されます。）

サービス内容

種　　類	内　　容

食　　事	（食事時間） 朝食８：００～ 昼食１２：００～ 夕食１７：３０～ 管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
入　　浴	週２回以上の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排　　泄	入居者の心身の状況に応じて適切な介助を行うと共に、自立について必要な支援を行います。
離床､着替え､整容等の 日常生活上の行為の支援	個人としての尊厳に配慮し、生活のリズムを考え、離床毎朝夕の着替え、整容、寝たきり防止に努めます。 （シーツ交換、寝具の消毒は週１回以上実施します。）
機　能　訓　練	機能訓練指導員により入居者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ＜当施設の保有するリハビリ器具＞ 車いす　２５台、歩行器　４台
健　康　管　理	嘱託医師による週１回の診察日を設けます。診察日以外でも担当看護師による健康チェックと協力医療機関へ受診できる体制を整え、必要時に採血その他検査を実施します。また、協力医療機関による年１回の検診により、入居者の健康管理に努めます。 医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。
レクリエーション等	季節の行事・誕生会等の実施により、生活意欲の向上に努めます。
相 談 及 び 援 助	入居者とその家族からのご相談に応じます。

（２）その他介護給付サービス加算

加　算	加　算　条　件
日常生活継続支援加算	① 前６ヶ月又は 12 ヶ月における新規入所者の総数のうち、要介護４ 又は要介護５の者の割合が 70%以上の場合。もしくは認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が 65%以上の場合。 ② 痰の吸引等が必要な方が５人以上おられる場合。

夜勤職員配置加算Ⅱ	夜勤時間帯に介護職員・看護職員を３人以上配置している場合に算定
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数にサービス加算率を乗じた単位数で算定（8.3%）
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数にサービス加算率を乗じた単位数で算定（2.7%）
看護体制加算Ⅰ（イ）	常勤の看護師を配置している
看護体制加算Ⅱ（イ）	病院・診療所と 24 時間連絡出来る体制を確保
初期加算	利用者が新規に入居及び１ヶ月以上の入院後再び入居した場合、３０日間算定
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の入所者を受け入れた場合
外泊時費用	利用者が入院及び外泊した場合、１ヶ月につき６日を限度として算定 （月をまたがる場合は最大で連続１１泊（１２日分）を上限とする）
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定
個別機能訓練加算	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定

（３）介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1 日当り）のご負担となります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料〔建物設備等の減価償却費等〕）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1 日当り）のご負担になります。

※ 外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合は、第 1～第 3 段階の方は、6 日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7 日目からは別途料金が発生します。

③ 特別な食事の提供に要する費用

実費分のご負担となります。

④ その他

種　　類	内　容	利　用　料

理髪・美容	理髪・美容店の出張による理美容サービスを利用いただけます。	実費をご負担いただきます。
レクリエーション行事	主なレクリエーション行事・旅行個人の好みに合わせたもの 参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます。
電気製品の持込	テレビ、ラジオ、電気毛布などの、電気製品が持ち込めます。	電気製品1台につき 1日50円
予防接種等費用	インフルエンザ予防注射等	実費分をご負担いただきます。
教養娯楽費	個人の新聞、雑誌等	実費をご負担いただきます。
クラブ活動費	個人ごとの選択	実費をご負担いただきます。
その他個人負担分	福祉用具使用代・医療処置道具等	別紙個人負担金参照をいただきます。

8　利用料等のお支払方法

毎月１０日までに「7　施設サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、月末までに下記口座に振り込み送金してお支払いください。(引き落としも可能です。)

〇笠岡信用金庫　岡山支店

普通預金口座（口座番号４３３８８７７）

口座名義　社会福祉法人三慶会　特別養護老人ホーム喜福の里

理事長　岸本　三七吉

※入金確認後、領収証を発行します。(領収書は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。)

9　サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口担当者　次長　丹治　隆 ご利用時間　８：３０～１７：３０ ご利用方法　電話（０８６－２４５－８６９０） 面接（相談室） 苦情・ご意見箱（事務所前に設置）
岡山市事業者指導課	〒700-0913 岡山市北区大供3丁目1-18　ＫＳＢ会館4階 電話　086-212-1014 Fax　086-221-3010

岡山県 国民健康保険団体連合会	〒700-8586 岡山市北区桑田町 17-5 電話　086-223-8811 Fax　086-223-9109
当法人第三者委員	・出戸　康子（監事） ・尾﨑　次徳（評議員）

１０　事故発生の防止及び発生時の対応、損害賠償について施設は、事故の発生またはその再発を防止する為、次の措置を講じます。

① 事故が発生した場合の対応・報告の方法が記載された事故発生の防止の為の指針の整備

② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には当該事実が報告され、その分析を通じ改善策を従業員に周知徹底する体制の整備

③ 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修の定期的実施

（１）施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに岡山市及び関係各機関並びに、後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び処置については記録を行います。

（２）前項において、事故により入居者に損害が発生した場合は、施設は速やかに入居者の損害を賠償します。ただし、施設に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

（３）前項の場合において、当該事故発生につき入居者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

１１　緊急時における対応方法

施設において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

１２　身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

施設は、サービスの提供に当たり、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合にはその様態及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとします。

１３　虐待防止のための措置

施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

（１）虐待の防止に関する責任者を選定しています。

（２）従業員に対して虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
（３）その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

１４　成年後見人制度の活用支援

成年後見人制度は判断能力が不十分な方々を法律面や生活面で保護し支援をする制度です。施設では、対象者への活用方法について情報提供や相談に応じています。

（１）相談、申立手続き窓口

岡山家庭裁判所　　岡山市北区南方１丁目　８－４２
電話：086-222-6771

（２）その他の窓口

財団法人　リーガル・エイド岡山　高齢者・障害者支援センター
岡山市北区南方１丁目　８－２９岡山弁護士会館内
電話：086-223-7899

※　専門家相談や出張相談もあります。

社団法人　成年後見センター　リーガル・サポートおかやま　岡山県支部
岡山市北区富田町二丁目９－８
電話：086-226-0470

※　司法書士が相談に応じ、成年後見制度の申立や任意後見契約の手続き支援、成年後見人の紹介を行っています。

（３）岡山市の相談窓口

身寄りがない等の理由で、申立人がいない場合は、市長が申し立てることもできます。市長申立てを行った方で、後見人等の報酬の負担が困難な方に対する助成制度があります。

１５　苦情処理を行う為の処理体制・手順

（１）受付者より、住所、氏名、電話番号、内容の報告を受ける。
（２）相談又は苦情窓口担当者は、ご契約者・代理人宅へ連絡し、状況を明確にする。
（３）場合により、ご契約者・代理人宅へ訪問し、詳細に状況を分析し、明確なものとする。
（４）相談又は苦情窓口担当者は、必要であると判断した場合は、関係者を含めた苦情対応委員会又は第三者委員会を開催し記録する。
（５）苦情対応委員会を行わない場合には、必ず責任者まで処理結果を報告するとともに、記録を残して、再発防止に心がける。
（６）検討は早急に対応し、対応結果は翌日までには具体化し、ご契約者・代理人にも納得していただけるよう心がける。
（７）発生した内容においては全て記録を残し、再発を防ぐ。

１６　非常災害時の対策

<table>
<tr><td>非常時の対応</td><td colspan="4">別途定める「特別養護老人ホーム喜福の里　消防計画」にのっとり対応を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">避難訓練及び防災設備</td><td colspan="4">別途定める「特別養護老人ホーム喜福の里　消防計画」にのっとり年２回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して行います。</td></tr>
<tr><td>設備名称</td><td>個数等</td><td>設備名称</td><td>個数等</td></tr>
<tr><td>スプリンクラー</td><td>あり</td><td>防火扉</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>避難階段</td><td>３個所</td><td>屋内消火栓</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>自動火災報知機</td><td>あり</td><td>ガス漏れ探知機</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>誘導灯</td><td>あり</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">カーテン等は防炎性能のあるものを使用しています。</td></tr>
<tr><td>消防計画等</td><td colspan="4">岡山西消防署への届出日：令和４ 年８月１日
防火管理者：新見　幸男</td></tr>
</table>

１７　協力医療機関等

配置医師	病　院　名 所　在　地	御南クリニック　岡田康司医師 岡山市北区今保 557-16
	電 話 番 号	086-242-5656
	診　療　科	内科・リハビリテーション科・小児科
	入 院 設 備	無
医療機関	病　院　名 所　在　地	岡山市民病院 岡山市北区北長瀬 3-20-1
	電 話 番 号	086-737-3000
	診　療　科	内科・呼吸器科・外科・整形外科・脳神経外科等
	入 院 設 備	400 床
	病　院　名 所　在　地	岡山光生病院 岡山市北区厚生町３丁目 8-35
	電 話 番 号	086-222-6806
	診　療　科	内科・循環器内科・外科・整形外科・脳神経外科等
	入 院 設 備	145 床
歯　科	病　院　名 所　在　地	脇本歯科医院 岡山市北区西花尻 1239-1
	電 話 番 号	086-292-3181
	入 院 設 備	無

１８　施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間　８：３０～２０：００ 面会時間を過ぎますと電気錠がかかりますので、お帰りの際は職員に申し出てください。 来訪者が宿泊される場合にも、職員にお知らせください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫　　煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　住所　　岡山県岡山市北区今保１８－１

事業者（法人）名　　社会福祉法人　三慶会
施　　設　　名　　特別養護老人ホーム　喜福の里
（事業所番号）３３９０１０１６０２
代表者名　施設長　　真鍋　正昭　　印

説 明 者　　職　　名　　介護支援専門員
氏　　名　　赤木　　知世　　印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意いたしました。

令和　　年　　月　　日

入居者　　住　所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

家族（または代理人）　　住　所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印